

多目的屋内施設における一般利用の設定方法、予約方法等については、下記の考え方を基準として市と事業者が協議のうえで定める。

1. 一般利用日・一般利用料金の設定について

- ・ 多目的屋内施設のメインアリーナ及びサブアリーナについては、営利を目的としない一般利用の日（以下、「一般利用日」という。）と、営利を目的とする興行等の利用の日（以下、「興行等利用日」という。）に区別し、それぞれに対する利用料金の設定について提案すること。興行等利用日の利用料金については、事業者の提案に基づき市と協議したうえで、事業者が利用料金を定める。一般利用日の利用料金については、事業者の提案を参考として、市及び他都市の類似施設の料金水準等を踏まえて、市が条例を制定又は改正し、事業者がその金額の範囲内で利用料金を定める。
- ・ なお、メインアリーナ及びサブアリーナ以外の諸室についても、上記と同様に一般利用日と興行等利用日に区別して利用料金を設定する提案も可能とする。
- ・ メインアリーナにおける各年度の一般利用日は、年間 60 日以上（土日・祝日 24 日以上を含む）とすること。なお、サブアリーナは原則通年の一般利用を想定しているが、興行等利用日として貸し出すことも可能とする。
- ・ 予め市が認める行事（市内スポーツ大会等）については、一般利用日の内定と同時に予約を受け付ける（以下「優先予約」という。）こと。
- ・ 事業者の収益を確保するため、先着順により受付を開始した一般利用日については興行による利用も可とし、最終的な実績として一般利用料金が適用された日が規定の日数を下回った場合でもペナルティの対象とはならない。

2. 一般利用日の利用予約ルールについて

多目的屋内施設の利用予約ルールについては、市及び他都市の類似施設の運用を踏まえて、事業者の提案によるものとするが、メインアリーナの一般利用日の利用予約ルールについては、以下の運用を基本として、市・事業者協議のうえで決定する。

- ① 当該年度の前年度 11 月頃・・・市と事業者は当該年度の予約状況を確認して協議を行い、予約の入っていない日から、メインアリーナで 60 日以上（土日・祝日 24 日以上を含む）を選定する。
- ② 当該年度の前年度 1 月頃～ 3 月・・・優先予約分を除いて「一般利用日」として募集する。
- ③ 当該年度の 4 月以降・・・一般利用日として設定され募集された日についても、事業者は一般利用日または興行等利用日として、全ての予約を受け付けることができる。